

告示

埼玉県病院事業告示第八十号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金のうち、駐車場料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立小児医療センター	東京都千代田区有楽町二丁目七番一号 タイムズ24 株式会社 代表取締役 西川 光一	平成二十八年九月一日から平成二十九年十二月三十一日まで